

法定相続人の法定代理人による開示のお手続きについて

一般社団法人全国銀行協会
全国銀行個人信用情報センター

死亡された方の開示については、成年の法定相続人および法定相続人の法定代理人（親権者、成年後見人、未成年後見人、特別代理人、信用情報開示に係る代理権を付与された保佐人・補助人等）に限り申込を受け付けております（任意代理人による開示手続きの代行は可）。

なお、法定相続人が未成年者の場合には、親権者や未成年後見人が法定代理人として手続きを行うことになります。

（注）法定相続人＝配偶者または第 1 順位（子（子がいない場合はその子））、第 2 順位（直系尊属（父母、祖父母の順））、第 3 順位（兄弟（兄弟がいない場合はその子））

＊ 第 2 順位は第 1 順位が生存していない場合（相続放棄を含む）、第 3 順位は第 1 順位・第 2 順位がいない場合（相続放棄を含む）に限り法定相続人となる。

＊ 配偶者は、常に法定相続人となる。

1. 必要書類

法定相続人の法定代理人による開示には次の書類が必要です。それぞれの該当の説明をお読みいただき、ご準備のうえご郵送ください。

チェック欄	必要書類	ご説明項目
☐	登録情報開示申込書（法定相続人の法定代理人用）	2. (1)
☐	開示対象者の死亡を証する書類	2. (2)
☐	法定相続人であること（続柄等）を証する書類	2. (3)
☐	法定相続人の本人確認書類（2 種類）	2. (4)
☐	法定代理権を証する書類（1 種類）	2. (5)
☐	法定代理人の本人確認書類（2 種類）	2. (6)
☐	（弁護士等が法定代理人の任意代理人として手続きを行う場合） ➤ 委任状と法定代理人の印鑑登録証明書	2. (7)
☐	「本人開示・申告手続利用券」（定額小為替証書は不可）	2. (8)

（注）・必要書類の不足、記入の不備等がある場合は、受け付けできませんので、送付前に再度ご確認ください。

- ・旧氏名等の開示を同時に受けられる場合、1 枚の利用券で 2 つ（現在の氏名と旧氏名または通称名 1 つ）までご記載いただけますが、同一人であることの確認書類が必要となります（「2. 必要書類等の内容」（1）④および（8）参照）。
- ・ゆうちょ銀行・郵便局の定額小為替証書はご利用になれません。ご送付された場合、必要経費を差し引いて切手で返却させていただきます。
- ・書類は、返却いたしませんので、ご了承ください。
- ・法定相続情報一覧図や戸籍全部事項証明書（謄本）等により、「開示対象者の死亡」と「法定相続人であること（続柄等）」の両方が確認できる場合は、兼用することが可能です。

【お勧め】

○「法定相続情報一覧図の写し」（登記官の認証文言付きの書類原本）のご提出について

法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」（登記官の認証文言付きの書類原本）をご提出いただく場合は、開示対象者の死亡を証する書類および法定相続人であること（続柄等）を証する書類のご提出は原則不要です。

「法定相続情報一覧図の写し」の取得方法および制度の詳細については、法務省のウェブサイト「法定相続情報証明制度」について」をご参照ください。

2. 必要書類等の内容

(1) 登録情報開示申込書（原本をご送付ください）

- ① 【ご記入例】をご参照のうえ、記入漏れののないようご記入ください。訂正等の際、訂正印は不要です。
- ② 現住所欄にご記入いただいた法定代理人の住所宛に登録情報開示報告書をお送りいたします。
- ③ ご記入いただいたご本人（被相続人）の住所で確認できた情報を開示しますので、ローン等の契約をしたことのある住所で、**現住所以外にお調べされたい住所がある場合には、その住所と郵便番号も記入してください。**なお、3件を超える場合には、任意の用紙にお調べされたい住所、郵便番号等を記載のうえ、ご同封ください。
- ④ 旧氏名や通称名の開示を受けられる方は、「開示対象者旧氏名または通称名」欄に、旧氏名等（フリガナ、漢字）をご記入ください。なお、旧氏名等と現在の本名が併記され、同一人であることを確認できる書類（戸籍全部事項証明書（謄本）等）が必要となります。
なお、現在氏名に加え、旧氏名や通称名が2件以上の場合には、任意の用紙または別途申込書にお調べされたい旧氏名、通称名等を記載のうえ、ご同封ください。この場合、後記(8)「本人開示・申告手続利用券」の内容も併せてご確認ください。
- ⑤ お申し込み内容を確認するために電話をする場合がありますので、日中にお問い合わせができる連絡先の電話番号もご記入ください。ご連絡がつかない場合、申込書に記載の他の電話番号にお電話をさせていただく場合があります。

(2) 開示対象者の死亡を証する書類

次の書類のうち、**いずれか1種類**を同封してください。

- ① 法定相続情報一覧図の写し（原本）
- ② 戸籍全部事項証明書（謄本）（または戸籍個人事項証明書（抄本））の原本
- ③ 除籍全部事項証明書の原本
- ④ 住民票（除票）の原本
- ⑤ 死亡診断書もしくは死体検案書のコピー
- ⑥ 検認済の自筆遺言書のコピー
- ⑦ 相続財産管理人選任の証明書の原本
- ⑧ 失踪宣告の審判書の写し（原本）等

(3) 法定相続人であること（続柄等）を証する書類

法定相続人（開示申込者）と亡くなった方の**続柄が記載されている戸籍全部事項証明書（謄本）の原本等1通（発行日から6か月以内のもの）**。なお、上順位の相続人が相続を放棄または死亡したことに伴い法定相続人となった場合には、上順位者すべての相続放棄または死亡を証する書類（すなわち、第2順位であれば、第1順位の方がいらっしやらないこと、第3順位であれば、第1順位・第2順位の方がいらっしやらないことを証する書類）を、ご提出ください。

また、当該法定相続人が、**第3順位や特別な場合は、相続関係説明図（系図）**を、必ずご作成いただき、ご同封ください。

第1順位～3順位について「ご参考」にある系図のサンプルをご参照ください。

(4) 法定相続人の本人確認書類

本人確認書類は、日本の官公庁等（含む健康保険組合）が発行したもので、有効期限内のものに限ります。

次の書類のうち、**いずれか2種類（うち1種類は【発行日から3か月以内の原本】1～3のうちいずれか必須 ※コピーは不可）**を同封してください。

発行日から <u>3か月</u> 以内の原本 (いずれか必須) ※コピーは不可	有効期限内の原本のコピー (氏名、生年月日、住所、有効期限がわかるようにコピーしてください。)
1. 住民票の写し(本籍地、個人番号、住民票コードの記載のないもの) 2. 印鑑登録証明書 3. 戸籍の附票の写し (本籍地の記載のないもの)	A. 運転免許証(住所等に変更がある場合はうら面も) B. 運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に公安委員会が交付したものに限り) C. パスポート(住所記載欄がある場合は、その面も含む) D. 個人番号カード(マイナンバーカード)(写真あり・おもて面のみ) 「通知カード」は、本人確認書類に当たりません。 E. 在留カードまたは特別永住者証明書(住所等に変更がある場合はうら面も) F. 各種健康保険等の資格確認書(住所記載欄も含む) 「健康保険証」は、本人確認書類に当たりません。 G. 公的年金手帳(証書)(住所欄がある場合は、その面も含む) 「基礎年金番号通知書」は、本人確認書類に当たりません。 H. 障がい者手帳(証書)

(※1) 健康保険証は、本人確認書類ではありませんので、各種健康保険等の資格確認書をご送付ください。

(※2) 個人番号が記載された「通知カード」や「個人番号カード」のうら面の写しをご送付いただいた場合は、ただちに復元不能な方法で廃棄いたします。また、本籍地や個人番号の記載のある住民票等をご送付いただいた場合は、本籍地や個人番号部分を見えないようにマスキングを行います。

(※3) 基礎年金番号、各種健康保険等の資格確認書の記号、番号、枝番およびQRコードが記載されている場合は、見えないようにマスキングをしてください。

(※4) 被相続人の旧氏名等の開示を受けられる方は、旧氏名等と死亡時の本名が併記され、同一人であることを確認できる書類(戸籍全部事項証明書(謄本)等)を同封してください。

(※5) 発行日から6か月以内の法定相続情報一覧図の写しを提出いただく場合は、【発行日から3か月以内の原本】の1～3いずれか1点のみをご提出いただくことで差支えございません。

(5) 法定代理権を証する書類

- ・親権者の場合は、親権者を示す戸籍全部事項証明書(謄本)等
- ・成年後見人の場合は、法務局の登記事項証明書または裁判所の審判書の写し
- ・未成年後見人の場合は、未成年後見人であることを示す戸籍全部事項証明書(謄本)等

(注) 戸籍全部事項証明書(謄本)や登記記載事項証明書等は発行日から6か月以内の原本、審判書は審判日から6か月以内の写し

(6) 法定代理人の本人確認書類

(個人の場合)

- ・上記「(4) 法定相続人の本人確認書類」のうち**いずれか2種類(うち1種類は【発行日から3か月以内の原本】1～3のうちいずれか必須 ※コピーは不可)**を同封してください。

(注) 弁護士、司法書士、行政書士等が法定代理人として手続きを行う場合は、必須書類(上記(4)の本人確認書類のうち、発行日から3か月以内の原本))と弁護士会等が発行する身分証明書(有効期限内)の写しもしくは弁護士、司法書士、行政書士であることを示す各種証明書(発行日から6か月以内の原本)の組み合わせでも構いません。

なお、弁護士、司法書士、行政書士が代理人の場合で、**登録情報開示報告書を代理人事務所で受け取る場合は、弁護士会等が発行する身分証明書(有効期限内)の写しもしくは弁護士、司法書士、行政書士であることを示す各種証明書を事務所の住所が記載されている必要があります。**

(法人の場合)

- ・法務局が発行する「現在事項全部証明書」等、法人を確認できる書類
 ※開示申込みを行う代表者・役員が記載されており、発行日から6か月以内の原本
- ・法人の代表者・役員個人として、上記(4)の本人確認書類のうち1種類

(7) 弁護士、司法書士、行政書士等が法定代理人の任意代理人として手続きを行う場合

次の①～③を同封してください。申込書への任意代理人の記入は不要です（記入欄がありません）。

- ①法定代理人（開示申込者）の任意代理人への委任状（所定の様式に法定代理人が自署し、かつ印鑑登録証明書と同じ印が押印されているもの）
- ②法定代理人の印鑑登録証明書（発行日から**6か月以内**の原本）
- ③任意代理人の本人確認書類1種類（上記「(4) 法定相続人の本人確認書類」の書類に加え、弁護士会等が発行する身分証明書（有効期限内）の写しもしくは弁護士、司法書士、行政書士であることを示す各種証明書（発行日から**6か月以内**の原本で、当該証明書に記載された住所が委任状の代理人住所と一致しているもの）でも構いません）

(8) 「本人開示・申告手続利用券」（有効期限は発行日から6か月）

- 開示対象者の旧氏名等を含む2つ以上のお名前による開示を同時に希望される場合、1枚の利用券で現在の氏名と旧氏名または通称名1つまでご記載いただけます。
現在氏名に加え、旧氏名や通称名が2件以上の場合には、お名前1件ごとに利用券が必要となりますので、必要枚数分ご同封ください。
なお、必要枚数分の利用券が同封されていない場合は、ご同封いただいた利用券の枚数に応じた開示となりますので、ご了承ください。

#	ご希望の開示氏名数	本人開示・申告 手続利用券	備考
例1	現在氏名+旧氏名または通称名1つ	1枚	旧氏名等と現在の本名が併記され、同一人であることを確認できる書類（戸籍全部事項証明書等）が必要となります。
例2	現在氏名+旧氏名または通称名2つ	2枚	
例3	現在氏名+旧氏名または通称名3つ	3枚	

- 「本人開示・申告手続利用券」は、お近くのコンビニでご購入ください。

コンビニ名	開示 手数料	発券 手数料	購入金額	操作端末 ※2
セブン-イレブン	2,060 円	343 円	2,403 円 ※1	マルチコピー機のトップ画面で チケット⇒JTB レジャー⇒ 商品番号入力での直接を選択し JTB 商品番号(0267639)を入力。
ローソン または ミニストップ	同上	同上	同上 ※1	Loppi 端末のトップ画面で 各種番号をお持ちの方を選択し JTB 商品番号(0267639)を入力。
ファミリーマート	同上	同上	同上 ※1	マルチコピー機のトップ画面で チケット⇒JTB レジャーチケット⇒ 商品番号入力を選択し JTB 商品番号(0267639)を入力。

※1 領収書を必要とされる方は、「本人開示・申告手続利用券」に記載されているバウチャー番号を JTB HTA 販売センター(050-3311-8625)にお電話にてご連絡のうえ領収書の発行をご依頼ください。

※2 出力された「払込票」または「受付票(申込券)」を30分以内にレジにご提示いただき、代金をお支払いください。支払い後、お受け取りになった「本人開示・申告手続利用券」を開示申込書とともにお送りください。

<注意事項>

※領収書は当センターから発行されません。

※代金お支払い後の返金はお受けできません。

※マルチコピー機または Loppi 端末が設置されていないコンビニ店舗が一部あります。

(9) 登録情報開示報告書の郵送**①送付先**

登録情報開示報告書は、登録情報開示申込書に記載された**法定代理人の現住所**に郵送します。

②到着日数

現在、本人開示のお申込みが大幅に増加しているため、お手元に開示報告書が届くまで、通常時より

も相当の日数をいただいております。最新の状況は当センターのWEBサイトに掲載しております
「重要なお知らせ」をご確認ください。

速達による送付を希望する場合は、郵送代金（300 円分の切手）を同封し、**速達希望欄に✓**を入れてください。なお、切手のおつりは返却いたしませんのでご了承ください。

③受取方法

法定代理人（個人）の場合、原則として「本人限定受取郵便（特例型・転送不要）」で郵送いたします。

【本人限定受取郵便（特例型・転送不要）の主な特徴】

本人限定受取郵便（特例型）	転送不要郵便
○本人に限り受け取れます。 本人以外（同居家族等）は受け取れません。 ○到着通知書が先に届きますので、中のご案内に従って受取方法を選択してください。 ○受取の際は郵便局所定の本人確認書類の提示が必要です。	○転居届を提出されていても転居先に転送されません。

●「本人限定受取郵便（特例型）」

本人限定受取郵便（特例型）とは、郵便物に記載された名宛人ご本人に限り、郵便物をお渡しする日本郵便株式会社のサービスです。

a. 受け取り方法

- ・郵便局での受け取りを希望される場合

名宛人ご本人が、日本郵便株式会社が指定する書類（①氏名、住所および生年月日の記載がある本人確認書類 1 種類、②到着通知書）をご持参のうえ、郵便局でお受け取りください。

- ・ご自宅へ配達を希望される場合・

到着通知書に記載されている郵便局へ電話でご希望の日・時間帯をご連絡ください。配達の場合でも、名宛人ご本人しか受け取ることはできません。日本郵便株式会社が指定する本人確認書類（氏名、住所および生年月日が記載されているもの 1 種類）をご用意ください。

b. 留意事項

- ・本人限定受取郵便（特例型）では、封筒の表面に名宛人の電話番号の記載がある場合には、郵便到着時に郵便局から電話連絡をするサービスがありますが、当センターから郵送する際には、電話番号を記載しませんので、郵便局からの電話連絡はございません。
- ・本人限定受取郵便（特例型）では、通常名宛人の指定した代理人が受け取ることができますが、当センターでは、登録情報の開示は開示申込者ご本人のみに限らせていただいておりますので、代理人指定はできません。
- ・転居等により、現住所の記載がある本人確認書類がない場合は、受け取れない場合があります。

(注 1) 法定代理人が法人の場合には、簡易書留（転送不要）で送付いたします。

(注 2) 法定代理人が弁護士等であって、事務所宛てに簡易書留（転送不要）を希望する場合は簡易書留（転送不要）で送付いたします。

(注 3) 簡易書留（転送不要）で送付する場合、当センター専用封筒の表面には「親展」と記載しますが、名宛人以外の方も受け取れます。郵便配達時の誤配等により名宛人以外の方が開封した際の責任は負いかねます。

「本人限定受取郵便（特例型）」、「転送不要」の記載、「簡易書留」、受け取りに必要な本人確認書類等について詳しいことをお知りになりたい場合には、郵便局にお問い合わせください。

④郵便局での保管期間を過ぎた場合

郵便局の保管期限を過ぎたり、他の事情で登録情報開示報告書がセンターに返送されている場合、センターの保管期間内（1 か月間）に限り、再送します。センターの「4. お問い合わせ先および申込書送付先」にご連絡ください。なお、**再送をご依頼される場合は別途再送代（実費の切手）を事前に送付いただくことが必要**となります。**切手のおつりは返却いたしません**のでご了承ください。

郵便局での「保管期間切れ」等により、センターに返戻された登録情報開示報告書はセンターに返戻

された日から、1 か月後に廃棄します。

3. 開示情報

- (1) **登録情報開示申込書にご記入いただいた氏名・生年月日・住所で確認できた、当センターに登録されている情報のみを開示します。**

(注) 官報の記載によっては、センターの官報情報として、通称名が登録されず、本名のみ登録されることがありますのでご注意ください。

- (2) センターの会員である金融機関から借入をしていますが、債務者死亡の事由により、金融機関によって情報が削除されることがあるため、亡くなった方の情報の開示を申し込んでも、情報が掲載されないことがございますので、ご了承ください。
- (3) 本人開示では、提携個人情報情報機関との交流対象情報について確認することはできません。(株)日本信用情報機構や(株)シー・アイ・シーに登録されている情報の開示は、それぞれの機関にお申込みください。

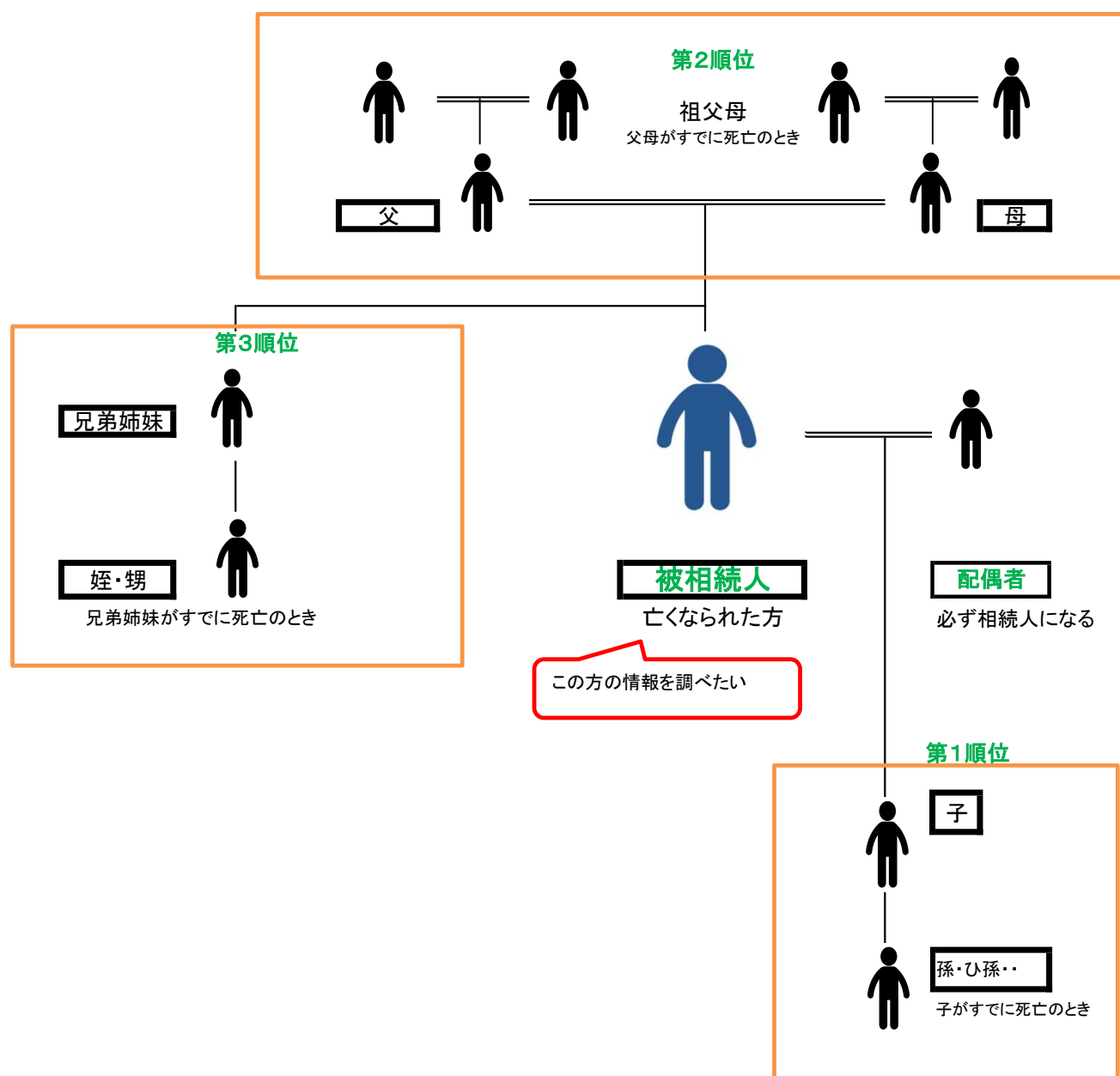
4. お問い合わせ先および申込書送付先

フリーダイヤル **0120-540-558** 携帯電話等から **03-3214-5020**

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
一般社団法人全国銀行協会
全国銀行個人情報センター 行

切り抜いて申込の宛名としてご使用ください。

【ご参考】



【ご記入例】

(様式開16)

ご記入にあたってのセンターからのお願い

- ・明瞭にご記入ください。
- ・現住所以外の住所等もご記入ください。
- ・日中の連絡先もご記入ください。
- ・ご記入いただいた氏名、生年月日、住所で確認できた情報を開示します。
- ・記載内容の確認のため連絡する場合があります。

一般社団法人全国銀行協会
全国銀行個人信用情報センター 御中

2026年 10 月 15 日

登録情報開示申込書(法定相続人の法定代理人用)

センターが定める手続方法により、代理人による被相続人に関する登録情報の開示を申し込みます。開示報告書の受取方法はマークを付けたものをお願いします。なお、開示情報の取扱いについては、法定相続人の法定代理人が一切の責任をもつことを誓約いたします。

速達希望	☒	要:切手同封(300円)	速達希望に✓があった場合にも切手が不足する場合は、ご希望に沿いかねます。
------	-------------------------------------	--------------	--------------------------------------

以下の太線枠内には、**被相続人**の内容をご記入ください。

(フリガナ)	ゼンギン タロウ
開示対象者氏名 (死亡された方)	全銀 太郎
(フリガナ)	
開示対象者旧氏名 または通称名 ※旧氏名や通称名の開示 を希望される方のみ	
生 年 月 日	☐ 大正 ☒ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 53年 3月 15日 ☒ 西暦 1983年
電 話 番 号	固定電話 03 - 9999 - 9999 携帯電話 090 - 8888 - 8888
死亡時の自宅住所	〒100-0005 ※郵便番号を必ず記入してください。 東京都千代田区丸の内1-3-1 東銀協マンション301号
死亡時の勤務先名	(株)全銀商事
死亡時自宅以外の 住所等 ※旧住所のご記入が ない場合、旧住所で 登録されている情報は 開示できない場合が あります。	〒540-0012 ※郵便番号を必ず記入してください。 大阪府大阪市中央区谷町3-3-5 〒060-8216 ※郵便番号を必ず記入してください。 北海道札幌市中央区北一条西5丁目3 北一条ビル2F

※ご了承いただきたい事項: 当センターの会員である金融機関から借入れをしていますが、債務者死亡の事由により、その金融機関によって情報が削除されていることがあるため、情報が掲載されないことがありますので、ご了承ください。

以下の太線枠内には、**法定代理人**の内容をご記入ください。

(フリガナ)	トウギン ハナコ	代理人 区分	法定代理人 (親権者)
法定代理人の氏名	東銀 花子		
法定代理人の生年月日	☐ 大正 ☒ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 60年 1月 25日 ☒ 西暦 1985年		
法定代理人の現住所 (報告書送付先) ※本人確認書類と同一の 住所を記入してください。	〒100-0005 ※郵便番号を必ず記入してください。 東京都千代田区丸の内1-3-1 東銀協マンション1101号		
法定代理人が 弁護士、司法書士、行政書士等で 事務所に簡易書留(転送不要)による 送付を希望する場合はチェック	☒	簡易書留郵便 (転送不要)	配達時の本人確認がないため、名宛人以外も受け取れます。 郵便配達時の誤配等により名宛人以外の方が開封した際の責任は負いかねます。 簡易書留郵便(転送不要)の場合、法定代理人の本人確認書類に法人の住所や事務所の住所が記載されていることをご確認ください。 チェックがない場合は送付先住所に事務所の住所が記載されているときでも、本人限定受取郵便(特例型・転送不要)で送付する場合があります。
電 話 番 号	日中にお問合せができる連絡先	090 - 9999 - 9999	

以下の太線枠内には、**法定相続人**の内容をご記入ください。

(フリガナ)	トウギン ハジメ	続柄	長男
法定相続人の氏名	東銀 一		
法定相続人の生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☒ 平成 ☐ 令和 25年 2月 20日 ☒ 西暦 2013年		
法定相続人の現住所	〒100-0005 ※郵便番号を必ず記入してください。 東京都千代田区丸の内1-3-1 東銀協マンション1101号		
電 話 番 号	日中にお問合せができる連絡先	090 - 9999 - 9999	

登録情報開示申込書(法定相続人の法定代理人用)

センターが定める手続方法により、代理人による被相続人に関する登録情報の開示を申し込みます。なお、開示情報の取扱いについては、法定相続人の法定代理人が一切の責任をもつことを誓約いたします。

速達希望	☐	要:切手同封(300円)	速達希望に✓があった場合にも切手が不足する場合は、ご希望に沿いかねます。
------	--------------------------	--------------	--------------------------------------

以下の太線枠内には、**被相続人**の内容をご記入ください。

(フリガナ)				
開示対象者氏名 (死亡された方)				
(フリガナ)				
開示対象者旧氏名 または通称名 ※旧氏名や通称名の開示 を希望される方のみ				
生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和	年	月	日 ☐ 西暦
電 話 番 号	固定電話	—	—	携帯電話 — —
死亡時の自宅住所	<input type="text"/>	※郵便番号を必ず記入してください。		
死亡時の勤務先名				
死亡時自宅以外の 住所等 ※旧住所のご記入が ない場合、旧住所で 登録されている情報は 開示できない場合に あります。	<input type="text"/>	※郵便番号を必ず記入してください。		
	<input type="text"/>	※郵便番号を必ず記入してください。		
※ご了承ください事項：当センターの会員である金融機関から借入れをしていても、債務者死亡の事由により、その金融機関によって情報が削除されていることがあるため、情報が掲載されないことがありますので、ご了承ください。				

以下の太線枠内には、**法定代理人**の内容をご記入ください。

(フリガナ)			代理人 区分	法定代理人 ()
法定代理人の氏名				
法定代理人の生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和	年	月	日 ☐ 西暦
法定代理人の現住所 (報告書送付先) ※本人確認書類と同一の 住所を記入してください。	<input type="text"/>	※郵便番号を必ず記入してください。		
法定代理人が 弁護士、司法書士、行政書士等で 事務所宛に簡易書留(転送不要)による 送付を希望する場合はチェック	☐	簡易書留郵便 (転送不要)	配達時の本人確認がないため、名宛人以外も受け取れます。 郵便配達時の誤配等により名宛人以外の方が開封した際の責任は負いかねます。 簡易書留郵便(転送不要)の場合、法定代理人の本人確認書類に法人の住所や事務所の住所が記載されていることをご確認ください。 チェックがない場合は送付先住所に事務所の住所が記載されているときでも、本人限定受取郵便(特例型・転送不要)で送付する場合があります。	
電 話 番 号	日中にお問合せができる連絡先		— —	

以下の太線枠内には、**法定相続人**の内容をご記入ください。

(フリガナ)			続柄	
法定相続人の氏名				
法定相続人の生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和	年	月	日 ☐ 西暦
法定相続人の現住所	<input type="text"/>			
電 話 番 号	日中にお問合せができる連絡先		— —	

※以下は当センターの使用欄ですので、記入しないでください。

配達種類	☐ 限定 ☐ 簡易	☐ 速達なし ☐ 速達(切手あり 300円×1枚、)			
異例処理	☐ 複(件) ☐ 自 ☐ 宛	手数料 ☐ 小 ☐ チ ☐ 糺 ☐ 他()			
請求者の本人確認書類	☐ 有効	必須書類 ☐ 住票 ☐ 戸 ☐ 印 ☐ 免 ☐ 保 ☐ マ ☐ バ ☐ 留 ☐ 年 ☐ 障 ☐ 他()			
死亡相続確認書類	☐ 有効	☐ 一覧 ☐ 戸 ☐ 住除 ☐ 診/検書 ☐ 会/身 ☐ 職印 ☐ 登記 ☐ 他()			
法定代理人の確認書類	☐ 有効	☐ 登記 ☐ 審判 ☐ 戸 ☐ 全部 ☐ 会/身 ☐ 職印 ☐ 免 ☐ 保 ☐ マ ☐ 住票 ☐ 他()			
Re	☐ 戸× 点 ☐ チ添× 点 ☐ 小(円× 枚) ☐ 他()				
付記事項		受付	操作	照合	検印

年 月 日

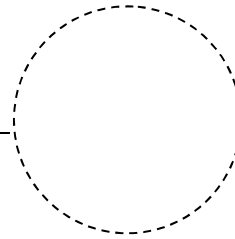
委任状

一般社団法人全国銀行協会
全国銀行個人信用情報センター 殿

(申請人)

住 所 _____

氏 名 _____



※ 印鑑登録証明書の実印を
押してください。

電話番号 _____ () _____

私は、下記の者を代理人と定め、個人情報情報の開示申込手続きの権限を委任します。

記

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

以 上